

平成 14 年 12 月 4 日

各 位

みずほアセット信託銀行株式会社  
代表者 取締役社長 衛藤 博啓  
(コード番号 8404)  
お問い合わせ先 後記ご参照

## みずほ信託銀行との合併等への取組みについて

みずほアセット信託銀行(社長 衛藤博啓)は、みずほフィナンシャルグループ変革のための事業再構築に伴い、みずほ信託銀行との合併及び不良債権の分離・早期処理に取り組むことといたしましたのでお知らせします。

これにより、みずほフィナンシャルグループのフルライン信託銀行として、お客様へ最高の信託サービスをご提供する体制を整え、企業価値の極大化を図るとともに、信用リスクの極小化を実現し、我が国最強の信託銀行を目指してまいります。

### 1. みずほ信託銀行との合併による信託部門の一元化

当社が、これまで重点分野として注力してきた信託固有の機能を活かしたプライベートバンキング、不動産、資産流動化、個人向け資産運用商品の業務にみずほ信託銀行の年金、証券代行業務等を加え、個人・法人のお客様にフルラインの信託機能をご提供いたします。なお、本合併については関係当局の認可等が前提となります。

合併契約書承認株主総会	平成 15 年 2 月上旬開催予定
合併期日	平成 15 年 3 月予定
合併比率、合併後の商号など、詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。	

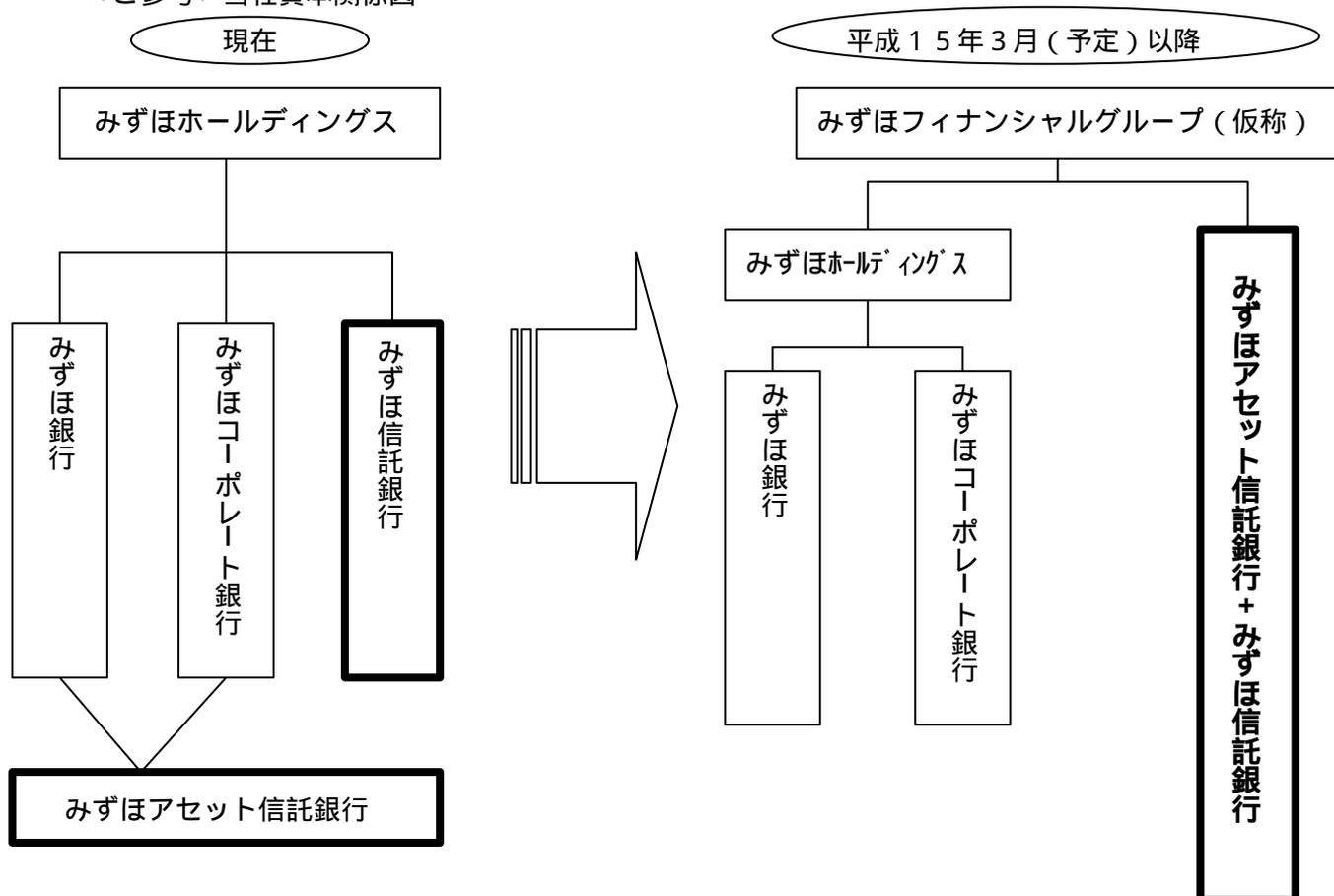
### 2. 不良債権の分離による抜本的な財務体質の強化

みずほホールディングスが発表した不良債権早期処理スキームを活用し、要管理先以下の不良債権を分離し、最終処理、企業再生を加速いたします。不良債権分離後のバンキング部門においては、引き続き、信託機能を発揮していく上で有用な分野への資金供給機能をさらに強化してまいります。

なお、みずほフィナンシャルグループの事業再構築に伴い、現在みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が保有する当社株式は、あらたに設立される新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」が保有することとなりますが、当社の上場はこれまでどおり継続いたしますので、あわせてお知らせいたします。

以上

<ご参考> 当社資本関係図



このニュースリリースの発表(12月4日午後4時20分に実施済み)から12時間以内に本ページをご覧になった方が当社株式の売買等を行った場合には、証券取引法第166条で禁止されている未公表\*の重要事項にもとづいた取引を行ったとみなされ、同法に抵触するおそれがありますのでその旨ご注意ください。

\*証券取引法および同法施行令により、2つ以上の報道機関に対し企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点を以って公表されたものとみなされます。